

令和2年4月7日

会員の皆様 並びに 保護者の皆様

東光スイミングスクール
代表取締役 大熊 武右衛門

緊急事態宣言の発令による臨時休館のお知らせ

日頃より、当施設の活動に対してご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。
当施設の授業につきまして、新型コロナウイルス感染拡大による4月7日(火)の政府からの緊急事態宣言発令に伴い、下記の期間の間、「臨時休館」とさせていただきます。

急なご案内にて皆様におかれましては大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

■臨時休館 期間

4月8日(水)から5月6日(水・祝)まで。

電話対応は、4/8(水)～15(水)の期間は、平日・土日 10時30分～15時30分まで。
4/13(月)は、休館日です。

4/16(木)～5/6(水)の期間は、フロント・電話での対応出来ませんのでご了承下さい。

営業再開日は、5月7日(木)を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府・行政機関からの発表等により変更の可能性もございます。確定次第再度ホームページやメール、れんらくアプリ等でご案内させていただきます。

■月会費の取り扱いについて

○4月分の月会費について

4月分の月会費につきまして臨時休館に伴い、「無償」とさせていただきます。

対応方法につきましては、5月中に口座引き落としされる5月会費分を「無償」にて調整させていただきます。

○4月分の休会費について

臨時休館に伴い、既にお申込済みの4月授業分の休会費についても無償といたします。

○4月「退校」を予定されていた方について

4月末で退会される方は、上記受付期間内に別途フロントへお問い合わせください

※すでに施設の利用及び、授業「出席」の有無に関わらず上記対応とさせていただきます。

以上